

# My City Reportコンソーシアムについて

## ● 配布資料

別紙4-1 : My City Reportコンソーシアム組織図

別紙4-2 : 会費及び入会金

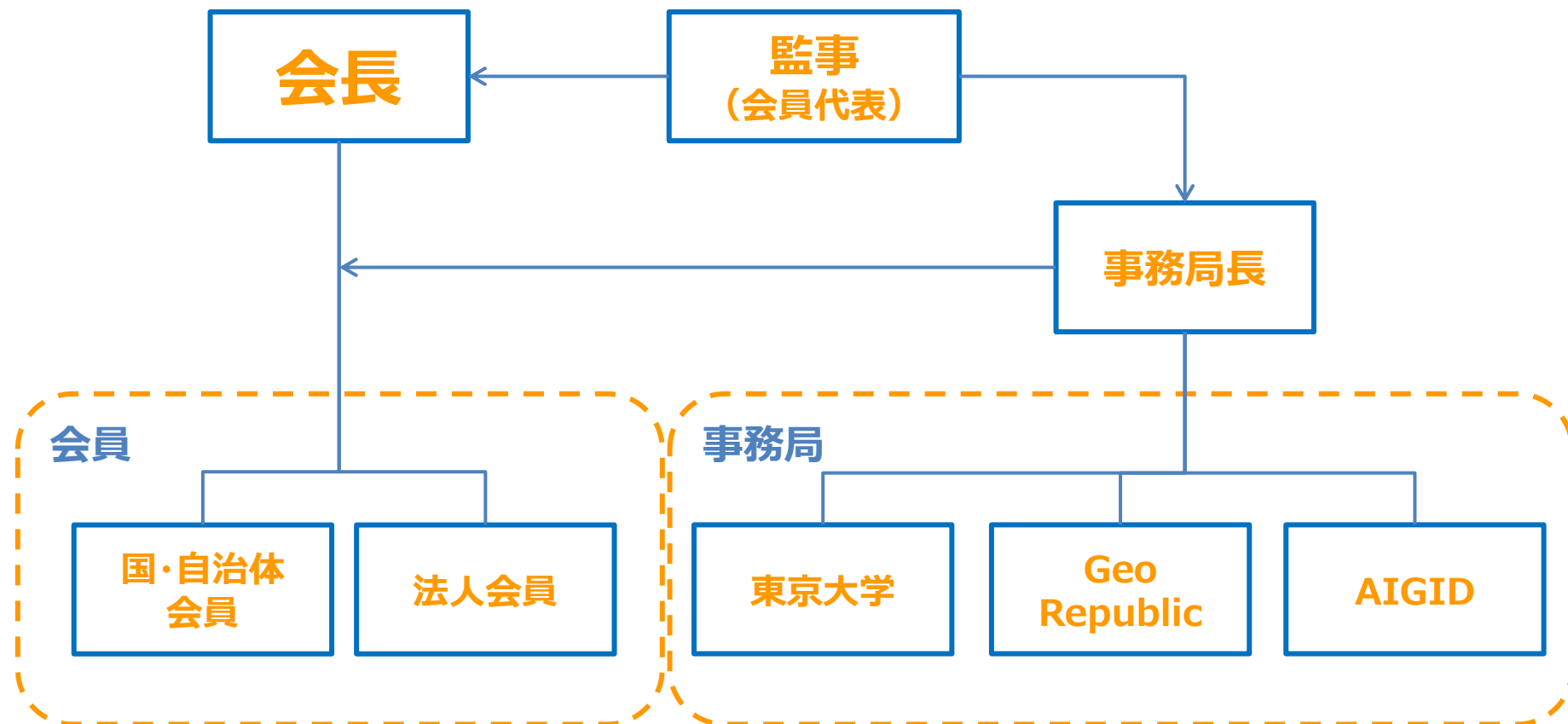
別紙4-3 : オプション会費

別紙4-4 : MCRコンソーシアム定款

別紙4-5 : MCRコンソーシアム会員規程



# My City Reportコンソーシアム組織図



# 会費及び入会金

自治体規模（人口）	年会費	月割り	月割りの年会費	自治体規模（人口）	年会費	月割り	月割りの年会費
1万人以下	60,000	5,000	60,000	100万人以下	3,000,000	250,000	3,000,000
5万人以下	175,000	14,600	175,200	200万人以下	4,000,000	333,400	4,000,800
8万人以下	280,000	23,400	280,800	300万人以下	5,000,000	416,700	5,000,400
10万人以下	350,000	29,200	350,400	400万人以下	6,000,000	500,000	6,000,000
15万人以下	525,000	43,800	525,600	500万人以下	7,000,000	583,400	7,000,800
20万人以下	700,000	58,400	700,800	600万人以下	8,000,000	666,700	8,000,400
25万人以下	875,000	73,000	876,000	700万人以下	9,000,000	750,000	9,000,000
30万人以下	1,050,000	87,500	1,050,000	800万人以下	10,000,000	833,400	10,000,800
35万人以下	1,225,000	102,100	1,225,200	900万人以下	11,000,000	916,700	11,000,400
40万人以下	1,400,000	116,700	1,400,400	1,000万人以下	12,000,000	1,000,000	12,000,000
45万人以下	1,575,000	131,300	1,575,600	1,100万人以下	13,000,000	1,083,400	13,000,800
50万人以下	1,750,000	145,900	1,750,800	1,200万人以下	14,000,000	1,166,700	14,000,400
75万人以下	2,250,000	187,500	2,250,000	1,200万人超	15,000,000	1,250,000	15,000,000

## ● 法人会員の会費

- 従業員数5,000人以上：60万円（月額5万円）
- 従業員数1,000人以上：36万円（月額3万円）
- 従業員数1,000人未満：24万円（月額2万円）

## ● 入会金（準備会参加会員を除く）

- 初期設定費用：¥100,000
- ワークショップ：¥200,000（一回当たり：講師2名派遣、交通費含む）
- 計：¥300,000



# オプション会費

## ① レンタルスマートフォンオプション

スマートフォンをご用意が難しい会員様のために、レンタルもご用意いたしております。

- 仕様 OS : Andoroid 7.0以上
- 制限 SIM通信量 : 7GB以下、月額会費 (半年以上使用制限)
- 月額 **スマートフォンのみ : ¥3,000 / 台、スマートフォン+SIM(7GB) : ¥7,000 / 台**

## ② LGWANオプション

LGWANからご利用される際のオプション会費は、**年間基本会費の1/2**です。

## ③ 背景地図オプション

標準の背景地図データは、オープンストリートマップですが、オプションでマピオンに変更も可能です。

- 単独利用年会費 : **80万円** (月10万リクエストまで)
- 共同利用年会費 : 共同利用については、**単独利用年会費を共同利用者により按分**

## ④ MCRオプション

MCRの標準機能に以下のオプション機能の追加が可能です。(別途ご相談に応じます)

- 個別帳票作成機能 : イレギュラーな帳票
- 画像蓄積・施設管理情報機能 : AIの画像
- 既存データとの連携機能 (施設台帳など) : 個別のシステムとの連携

## ⑤ プライベートオプション

プライベートオプションは、自治体独自の設定を行うこととし、以下の二通りをご用意しております。

### i) 他自治体との情報共有をしない (道路舗装損傷画像データの利用を不可とする場合も含まれます)

オプション会費は、**年間基本会費の1/2**です。

### ii) オンプレミス環境等の場合

**オプション会費 (年間基本会費の1/2) の他に**、オンプレミス環境など、別途サーバを準備する場合には、初期設定費用及び現地保守等の**追加費用が必要**となります。(別途ご相談に応じます)



## My City Report コンソーシアム 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 当コンソーシアムは My City Report コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

2 通称表記は「MCR コンソーシアム」とする。

3 英語表記は「My City Report Consortium」とする。

#### (定義)

第2条 My City Report（以下「MCR」とする。）とは、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」とする。）、合同会社 Georepublic Japan（以下「Georepublic」とする。）および一般社団法人社会基盤情報流推進協議会（以下「AIGID」とする。）の三者で開発を行うと共に、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の委託研究「ソーシャル・ビッグデータ利活用・基盤技術の研究開発」から支援を受けて構築された、市民投稿機能や AI 等を用いた道路管理機能を含む市民協働プラットフォームをいう。

#### (事務所)

第3条 本コンソーシアムは、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 本コンソーシアムは、総会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第4条 本コンソーシアムは、地域課題に関する市民の声を積極的に拾い、市民参加を促すための市民協働プラットフォーム「MCR」を普及促進し、参加地域・団体の課題解決を図ることを目的とする。

#### (事業)

第5条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) MCR の利用に向けた整備、運用及び支援
- (2) MCR の利用促進に向けた普及活動
- (3) その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (コンソーシアムの構成員)

第6条 本コンソーシアムには、次の会員を置く。

- (1) 国・自治体会員
  - (2) 法人会員
- 2 各会員の権利義務等は、総会で定める会員規程による。

#### (入会)

第7条 本コンソーシアムの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 入会基準及び入会手続に関する細則は、総会で定める会員規程による。

#### (入会金及び会費)

第8条 各会員は、本コンソーシアムの事業活動及び事業運営に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎事業年度、総会で定める会員規程に従って、入会金及び会費を支払う義務を負う。

#### (任意退会)

第9条 会員は、別途定める退会届を提出して、退会することができる。

- 2 会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき。
  - (2) 失踪宣告を受けたとき。
  - (3) 法人または団体が解散し、または破産したとき。

#### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本コンソーシアムの定款その他の規程に違反したとき。
  - (2) 本コンソーシアムの名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、会員資格を失う。

- (1) 所定期間内に本コンソーシアムが定める会費その他の負担金を納めなかったとき。
- (2) 総会員の同意があったとき。
- (3) 死亡したとき、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 会員がすでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総会及び連絡会

(構成)

第 13 条 総会及び連絡会は、会員及び事務局をもって構成する。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会長及び監事の選任及び解任
- (3) 定款及び規程の変更
- (4) 収支報告書の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、この定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、事業年度最終月に 1 回開催する。また、臨時総会は必要がある場合に開催する。

2 連絡会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会及び連絡会は、会長が招集する。

2 総会及び連絡会を招集する場合には、その目的たる事項、内容、日時及び場所を示し、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会及び連絡会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 会員は、各 1 個の議決権を有する。

**(決議)**

第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

3 会長又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

**(書面による議決権の行使及び議決権の代理行使)**

第 20 条 総会に出席することができない会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

**(議事録)**

第 21 条 総会及び連絡会の議事については、議事録を作成する。

**第5章 役員等**

**(役員を設置)**

第 22 条 本コンソーシアムは、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 1名

**(役員を選任)**

第 23 条 会長及び監事は総会の決議によって選任する。

2 会長及び監事は、会員または事務局の中から選定する。

**(会長の職務及び権限)**

第 24 条 会長は、この定款で定めるところにより、本コンソーシアムを代表し、業務を総括する。

**(監事の職務及び権限)**

第 25 条 監事は、本コンソーシアムの会計処理を監査する。



2 監事は、いつでも会長及び事務局長に対して、財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

第 26 条 会長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

#### (役員の解任)

第 27 条 会長及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

### 第 6 章 事務局

#### (事務局)

第 28 条 本コンソーシアムの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、東京大学、Georepublic Japan および一般社団法人社会基盤情報流推進協議会（以下「AIGID」）の三者とする。

3 事務局長は、会長が任免する。

4 事務局は、会員の管理、活動に係る事務等を行う。

5 事務局は、本コンソーシアムの円滑な運営を図るため、事務局会議を開くことができる。

6 事務局会議は、事務局長が招集する。

### 第 7 章 資産及び会計

#### (事業年度)

第 29 条 本コンソーシアムの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月末日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第 30 条 本コンソーシアムの事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書を会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

#### (事業報告及び決算)

第 31 条 本コンソーシアムの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号までの書類についてはその内容を報告し、第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 収支報告書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

**第8章 定款の変更及び解散**

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第33条 本コンソーシアムは、総会の決議で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 本コンソーシアムが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議によるものとする。

**第9章 公告の方法**

(公告の方法)

第35条 本コンソーシアムの公告は、MCRのホームページにより行う。

附 則

第1条 この定款は、コンソーシアム設立の日から施行する。

第2条 第30条の規定による事業計画および収支予算にかかる総会の承認は、コンソーシアム設立後の最初の事業年度に限り、事業年度開始後最初に開催する総会において行うものとする。

以上、My City Report コンソーシアム設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

2019年3月27日

2019年3月27日 制定

## My City Report コンソーシアム会員規程

### (目的)

第1条 本規程は、My City Report コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）の入退会及び会員の権利義務等、会員活動の基本的事項を定めるものとする。

### (会員種別)

第2条 本コンソーシアムの会員は、国・自治体会員と法人会員とする。

#### (1) 国・自治体会員

国・自治体会員は、本コンソーシアムの趣旨・目的に賛同する国の機関および地方自治体とする。

#### (2) 法人会員

法人会員は、本コンソーシアムの趣旨・目的に賛同する法人または個人とする。

### (入会申込等)

第3条 本コンソーシアムの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の申し込みがあったときは、承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。

3 入会日は入会を承認した日とする。

### (会員資格基準)

第4条 本コンソーシアムの会員になろうとする者から、第3条の申し込みがあったとき、本コンソーシアムは、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会を承認しないことがある。

(1) 本コンソーシアムの趣旨・目的に賛同していないことが明らかになったとき。

(2) 第3条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき。

(3) 会員になろうとする者の事業または商品が法令に違反するとき、もしくは著しく社会規範に反するとき、またはその恐れがあると判断したとき。

(4) MCR と同等の機能を有する製品の開発・販売を行っている法人が申請したとき。

(5) その他本コンソーシアムが不適切と判断したとき。

### (入会金及び会費)

第5条 本コンソーシアム会員の会費は別紙「My City Report コンソーシアム会費」のと

おりとする。

2 入会を承認され、通知を受けた後、速やかに入会金及び入会した年度の会費を納入しなければならない。

3 会員は、本コンソーシアムが指定した銀行口座に、入会金及び会費を速やかに一括納付するものとする。

4 会員は、入会金または会費を納入せず、督促後なお 1 カ月以上入会金または会費を納入しないとき、会員資格を喪失するものとする。この場合において、滞納した入会金または会費の納入義務は免れない。

5 納付された会費は、事業年度途中の退会・除名であっても返還しないものとする。

#### (会員の権利)

第 6 条 会員は次の権利を有する。

- (1) MCR の利用
- (2) 総会及び連絡会への参加

#### (会員の義務)

第 7 条 会員は次の義務を負う。

- (1) 本コンソーシアムの定款その他の規程及び議決に従うこと。
- (2) 周知イベントの企画・開催、モニタリング等を行うことにより情報を収集し、MCR の機能拡充及び機能向上に寄与すること。
- (3) 会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を事務局に提出すること。
- (4) MCR と同等の機能を有する製品を、本コンソーシアムの会員に販売や貸与してはならない。

#### (退会)

第 8 条 会員が本コンソーシアムを退会しようとするときは、別途定める退会届を事務局に提出しなければならない。

#### (会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第 9 条 会員がその資格を喪失したときは、本コンソーシアムに対する権利を失う。また、未履行の義務及び定款その他の規程に定めがある場合は、継続して義務を負う。

#### (会員名簿)

第 10 条 本コンソーシアムは、会員の氏名または名称及び連絡先を記載した会員名簿を作成する。

**(会員規約の追加・変更)**

第 11 条 本規程に定めのない事項で必要と判断されるものについては、総会により定める。

2 本コンソーシアムは、総会により本規程の全部または一部を変更することができる。

3 本コンソーシアムの総会により変更された本規程は、本コンソーシアムのホームページ上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規程に拘束される。

**(機密情報の保護)**

第 12 条 本コンソーシアムは、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。

**(個人情報保護)**

第 13 条 本コンソーシアムは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

**(法令の準拠)**

第 14 条 本コンソーシアムのすべての会員は、各種法令の定めに従う。

**(合意管轄)**

第 15 条 本規程に関連した会員と本コンソーシアムの紛争については、本コンソーシアムの主たる事務所を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

**附則**

本規程は、2019 年 3 月 27 日から施行する。